

働くことに関する相談窓口

働くあなたを応援します

働くことについて、どこに聞いたらよいか分からないときは

働くことに関する相談全般

- 女性労働者センター（大阪府労働福祉推進課内）
大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階
TEL.06-6946-2601（相談専用電話）

セクシュアル・ハラスメントや採用、昇進などでの差別的な取り扱いについては

男女雇用機会均等法、

育児・介護休業法など働く女性の問題について

- 労働省大阪女性少年室
大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階
TEL.06-6941-4647

子どもの預け先や介護で困ったとき、
再就職に関する情報がほしいときは

仕事と家庭の両立支援情報など

- 21世紀職業財団大阪事務所
大阪市中央区南本町1-7-15 明治生命堺筋本町ビル4階
TEL.06-6262-2151

時間外労働や有給休暇、
仕事でけがをしたときや解雇については

労働条件や労災保険について

- 羽曳野労働基準監督署
羽曳野市誉田3-15-17
TEL.0729-56-7161

仕事を探すとき、退職したときは

職業紹介や雇用保険について

- 河内柏原公共職業安定所
柏原市堂島町1-22
TEL.0729-72-0081
- パートサテライト（職業紹介のみ）
藤井寺市岡2-10-22 生活プラザ内
TEL.0729-55-2570

退職後も任意継続の健康保険をかけるときや厚生年金の相談は

健康保険や厚生年金保険について

- 天王寺社会保険事務所
大阪市天王寺区悲田院町7-6
TEL.06-6772-7531

Tomorrow

社会のあり方や人々の考え方方が大きく変化してきています。

こんな今こそ、自分を見つめ直すことが大切です。

一人ひとりが、ちがって当たり前。素敵な明日へともにSTEP。

ともにすてつぶ

特

家事・育児はだれがする？ —楽しみもしんどさも半分こ—



楽しみもしんどさも半分こ

家事・育児はだれがする？

現在では、女性の約半数がなんらかのかたちで働いていて、企業などで働く人の4割を女性が占めています。女性の平均勤続年数も昭和55年には6.1年だったものが、平成9年には8.4年と伸びています。このように、働く女性、働きつづける女性が増える一方で、結婚や出産を機に仕事を辞めていく女性が多いのも事実です。これは、まだまだ家事や育児は女性がするものだという気持ちが、人々の中にあることの表れでもあり、また女性にとって仕事と家庭を両立させることが厳しい状況にある結果ともいえるでしょう。

職場の中で女性の能力が十分に活用されずにいたり、さらに景気が悪くなると企業が女子学生を採用しなくなったりと、働く女性を取り巻く環境が十分整っているとはいえないのが現状です。

しかし、今後ますます社会の高齢化が進み若年労働者が不足する中で、女性の労働力をより一層活用することが必要になっています。



あら、そう。それはおめでとう。
じゃあいろいろ準備でたいへんね。
ところで、仕事はどうするの。

もちろん続けるわよ。最近ようやく仕事のいろんな部分が見えてきて、面白くなってきているもの。でも、子どもがいないうちはいいけれど、子どもができるならこのまま仕事を続けられるか心配。親とも離れて暮らす予定だし。

どお？



女性と男性がともに対等な社会の構成員として、仕事や家庭、地域の生活で生き生きと暮らせるように、少し自分の身の回りを振り返って考えてみませんか。



やっぱり、家事や子育ては女性だよね。

ええっ！、ぼくはやっぱり家事や子育ては女性に向いていると思うけどなあ。

でも、料理の下手な女性もいれば、料理の得意な男性もいるわよ。女性だから何に向いてるっていうのはないんじゃない。

やあ、今度結婚するんだってね。おめでとう。共働きでは先輩のぼくからも言わせてもらうと子育ては思ったよりも大変だよ。機嫌が悪くなると手をつけられないし、小さいうちはよく熱をだしたりするしね。でも、子どもの世話をすることで父親の実感がわいてくるのも確かだね。それに家族の生活が、自分ひとりの肩にかかっているから絶対会社を辞められない！！って思うのもしんどいしね。

へえ、共働きパパの実感なのね。

そうそう、自分ひとりが頑張らなくちゃって思わなくともだいじょうぶよ。



働くあなたを守ります こんな法律、あんな法律

働くことに関する法律、仕事と家庭の両立をサポートするための法律を紹介します。

働く人を保護する法律のひとつに
「労働基準法」があります。

このなかで、女性であることを理由に、賃金について、男性と差別的取り扱いをしてはならないと定められています。また、妊娠婦の保護や産前・産後休業などについての定めもあります。

女性の中にはパートタイマーや派遣社員として働く人も多いですが、これらの人も正社員と同様に労働者としての保護を受けています。正社員に比べ、不安定になりがちな地位や待遇を守るために**「パートタイム労働法」「労働者派遣法」**といった法律もあります。

「男女雇用機会均等法」は職場での男女平等をはかるためにできた法律です。この法律は、働くときの入口から出口までを通して、女性であるという理由で差別されることがないよう定めています。具体的には、入口である募集・採用の時、入社してからの教育訓練や配置・昇進において、さらに出口である定年・退職・解雇などいずれの場合も男女が平等な機会と待遇を得られるよう差別的取り扱いを禁止しています。また、職場でセクシュアル・ハラスメントが起こらないように雇い主は配慮しなければなりません。



育児や介護により仕事を辞めなくてすむように**「育児・介護休業法」**があります。この法律では、男女とも一定の期間、育児休業や介護休業をとれることが保証されていて、仕事と家庭を両立できるように雇い主の義務が定められています。

女の一生、今昔

かつて、女性は男性の後ろからついていくようにと育てられ、女性は男性を立てるもの、従順であるのがよしとされていました。法律の上でも女性の権利は認められていませんでした。

また、家庭では「嫁」は誰よりも先に起きて、最後に寝るのが当たり前とされていましたし、そのぐらい朝から晩までしなければならない仕事がたくさんあったのです。

農業や商店では、女性は重要な労働の担い手であり、多くの女性は仕事をしながら、家庭の切り盛りや子育てもしていました。子どもの数が多く、平均寿命が短い時代には、子どもが独立した後に残された人生はわずかしかなく、「忙しかった生活」に一区切りについて「ホッと」すると、まもなく一生を終えるという生涯でした。

戦後、女性も男性と同じ権利が認められるようになりましたが、それでも、まだ「女に学問はいらない」といわれる時代でした。

高度成長期に入り、農村の若者は金の卵ともてはやされ、都市へ移り住み、会社で働くようになりました。大都市の郊外には団地が次々に建てられ、夫婦と子どもという核家族が一般的となります。夫一人の収入で生活できるようになるにつれて、専業主婦が増えました。多くの女性は学校を卒業してしばらく働いた後、結婚を機に家庭に入りました。

家庭に電化製品が普及し、子育てが一段落した主婦は、時間の余裕ができ、マイホームや子どもの教育資金のためにパートタイムで働くようになりました。家庭と両立するのに無理のない働き方をしたい女性と企業のニーズが重なって、主婦のパートタイム労働は増えてきました。一方で働きつづける女性も増え、今では女性が自分で「家を買う」こともめずらしいことではありません。

平均寿命が伸びて、人生80年時代となった現在では、子どもが一人立ちした後も長い人生が残され、夫婦が二人で過ごす期間も伸びています。

「女の幸せは結婚」とされていたころに比べ、「結婚」に対する考え方も変化してきています。男女とも独身でいる期間が長くなり、「あえて結婚しなくてもよい」と考える人も増えています。

大きく様変わりしてきた女性の生活ですが、これからどのような生き方を選ぶかは、一人ひとりが自分と向き合って考えるところにきているのではないでしょうか。

